

ムーンプールを備える船舶に対する乾玄計算に関する事項

改正要領

鋼船規則検査要領 V 編
(日本籍船舶用)

改正理由

IACS 統一手順 No.31 に従い、これまで規則等に取り入れていなかった IACS 統一解釈の取り入れを行っているが、国際満載喫水線条約に関する IACS 統一解釈のうち、乾玄計算におけるムーンプールを備える船舶に対する取扱いを規定している統一解釈 LL53 については、内容について審議中であったことから取り入れを見合わせていた。

今般、IACS における審議が完了し、統一解釈 LL53 に問題が無いことが確認されたことから、統一解釈 LL53 に基づき、関連規定を改めた。

改正内容

ムーンプールを備える船舶に対する乾玄計算上の取扱いを規定した。